

## 令和5年3月（第1回）産業建設委員会委員長報告

それでは、産業建設委員会に付託されました議案の審査の結果とその概要を御報告申し上げます。

まず、審査の結果ですが、議案第30号は賛成多数をもって、議案第29号、第31号、第32号、第37号及び第38号までの5件については全会一致をもって、本日お手元の委員会審査報告書に記載のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、審査の概要について申し上げます。

まず、議案第32号宇部市道路占用料徴収条例中一部改正の件についてです。これは、道路法施行令の一部改正を踏まえ所要の整備を行うものです。

それでは、本案に対する審査の過程でなされた主な質疑を申し上げます。

国が道路占用料を変更したからといって、市がそれに追従する必要はないと思うが、どうして市も国に合わせた占用料にする必要があったのかただしたところ、「地方公共団体が道路占用料を定めるに当たっては、道路法施行令に定める占用料の額を参考として設定するよう努めること」という国の通達がある。また令和5年4月1日付で、県も国に合わせて占用料を改定する予定であり、市内の国道、県道、市道の占用料金を統一することで、同一地域内の占用料の不均衡を無くしたいとのことでした。

またこの占用料による歳入は一般財源か特定財源かただしたところ、草刈り等の道路維持管理のための特定財源になるとのことでした。

以上のような質疑の後、採決の結果、冒頭申し上げましたとおり、本案は全会一致をもって可決すべきものと決定しました。

次に、議案第37号工事請負変更契約締結の件（宇部市既設庁舎解体工事）についてです。これは、宇部市既設庁舎解体工事に係る請負金額を、新たなアスベスト部分の発見等により変更契約締結するものです。

それでは、本案に対する審査の過程でなされた主な質疑を申し上げます。

まず、解体工事の発注にあたっては、図面等を参考にアスベスト等があるもとして業者に設計を委託したのではないのかただしたところ、建物本体の図面は残されていたが、設備に関する図面はほぼ残存しておらず、また、アスベストの使用箇所は、基本的に建設時期や部材の種類等から想定するが、今回アスベストが発見されたダクトフランジ（送風口をつなぐ部材）については資料がなく、事前の現地調査についても、天井や壁等の破壊を行わない目視による調査を原則としていたため、今回解体中に発見された部分については確認できず、設計時に想定できなかったため、変更契約するものであるとのことでした。

次に、工事請負業者の責任は問われないのかただしたところ、市側が発注した際の設計図上に記載がなかった部分を追加・変更によって契約変更するものなので、工事請負業者に責任はないとのことでした。

以上のような質疑の後、採決の結果、冒頭申し上げましたとおり、本案は全会一致をもって可決すべきものと決定しました。

次に、議案第38号恩田運動公園に係る指定管理者の指定の件についてです。これは恩田運動公園の指定管理の更新に関するものです。

本案に対する審査の過程でなされた主な質疑を申し上げます。

指定管理者を選定するにあたり、評価基準が5項目あるということであるが、1項目でも基準点に満たなければ、指定管理者とならないのではないのかとただしたところ、本市では指定管理候補者選定マニュアルを定めており、その中に最低基準点の設定があり、採点合計が総配点の100分の60以上という記載がある。このことから、あくまでも5項目の合計が基準点を満たしていれば指定管理候補者に選定できるとのことでした。

以上のような質疑の後、採決の結果、冒頭申し上げましたとおり、本案は全会一致をもって可決すべきものと決定しました。

その他の議案については、本席から特に補足して御説明申し上げる事項はありません。よろしく御審議くださるようお願いし、産業建設委員会の報告を終わります。